

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(衆第二五号)(衆

議院提出)要旨

本法律案は、酒類小売業者の経営の改善の状況等にかんがみ、現在効力を有する緊急調整地域の指定等に係る規定について、平成十八年八月三十一日までの間、なおその効力を有することとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、緊急調整地域の指定等に関する経過措置

1 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(以下「緊急措置法」という。)が失効する平成十七年八月三十一日において現に効力を有する緊急調整地域(千二百七十四地域)の指定は、平成十八年八月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 1の緊急調整地域の指定について、酒類小売業免許の付与の制限等に係る緊急措置法の規定は、平成十八年八月三十一日までの間、なおその効力を有する。

3 公正取引委員会への措置請求等に係る緊急措置法の規定は、平成十八年八月三十一日までの間に限り、

なおその効力を有する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、三については、平成十七年九月一日から施行する。

三、検討

政府は、おおむね一年を目途に、改正後の緊急措置法附則第五条の規定（緊急調整地域の指定等に関する経過措置）によりなお効力を有することとされる同法の規定の施行の状況、未成年者の飲酒防止に関する取組、酒類の適正な販売管理の確保及び酒類小売業者の経営の改善の状況並びに酒類の取引の実態等を勘案し、青少年の健全な育成の重要性、地域社会において果たすべき酒類小売業者の役割その他酒類及び酒類小売業の特性を十分に踏まえた制度を整備するとともに酒類に係る取引の公正を確保する観点から、酒類の販売業免許の制度及びこれに関連する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

四、その他

その他所要の規定の整備を行う。